

民間人材ビジネス事業者登録要領

(趣旨)

第1条 この要領は、人材確保総合推進事業及び外国人労働者受入対策強化事業（以下「本事業」という。）において、民間人材ビジネス事業者が大分県内に本社又は事業所を有する中堅・中小企業等とプロフェッショナル人材・高度外国人材との間における有料職業紹介を行うに当たり、大分県プロフェッショナル人材活用センター及び外国人材雇用企業相談窓口に登録するために必要な事項を定める。

(用語の定義)

第2条 この要領において、次に掲げる用語の定義は、それぞれ次に定めるとおりとする。

- (1) プロフェッショナル人材とは、新たな商品・サービスの開発、その販路の開拓や個々のサービスの生産性向上などの取組を通じて、企業の成長戦略を具現化していく人材をいう。
- (2) 高度外国人材とは、特定技能1号及び2号、「技術・人文知識・国際業務」等の専門的・技術的分野の在留資格を有する人材並びにその他大学卒業以上の学歴や一定水準以上の専門的知識・能力を有する外国人材をいう。
- (3) 大分県プロフェッショナル人材活用センターとは、大分県内に本社又は事業所を有する中堅・中小企業等の「攻めの経営」や経営改善への意欲を喚起し、人材ニーズを掘り起こすとともに、民間人材ビジネス事業者と連携してそれらの企業とプロフェッショナル人材のマッチング支援に取り組むために、おおいた産業人財センターに設置した拠点をいう。
- (4) 外国人材雇用企業相談窓口とは、大分県内に本社又は事業所を有する中堅・中小企業等の外国人材確保を支援することを目的として、おおいた産業人財センターに設置する企業向け相談窓口をいう。
- (5) 中堅企業とは、資本金又は出資金が10億円未満又は従業員1,000人未満の会社（中小企業を除く。）をいう。
- (6) 中小企業とは、大分県中小企業活性化条例（平成25年大分県条例第17号）第2条第1項に定めるものをいう。
- (7) 民間人材ビジネス事業者とは、職業安定法（昭和22年法律第141号。以下「法」という。）第30条に規定する有料職業紹介事業者をいう。
- (8) 人材紹介手数料とは、法第32条の3第1項各号に定める手数料をいう。

(登録の方法)

第3条 大分県プロフェッショナル人材活用センター・外国人材雇用企業相談窓口（以下「人材活用センター等」という。）の登録を受けようとする民間人材ビジネス事業者は、別に定める期間において、あらかじめ人材紹介会社登録申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて申請しなければならない。

- (1) 有料職業紹介事業許可証の写し
- (2) 有料職業紹介事業者の概要が分かるもの（パンフレット等）
- (3) 求職及び求人の申込方法など、業務運営が分かるもの（求人・求人票の様式及び申込み手順が分かるものなど）
- (4) 人材紹介手数料の徴収方法及び額が分かるもの（求人企業と交わす契約書の様式、手数料表など）
- (5) 職業紹介実績が分かるもの（外国人材については、国名も含む）
- (6) (商業) 登記簿謄本又は登記事項証明書(原本) ※6ヶ月以内に発行のもの
- (7) その他必要と認める書類

2 人材活用センター等は、前項の申請を受理したときは、必要に応じてヒアリング等を実施した上、次に掲げる基準により登録の可否を決定し、人材紹介会社登録（認定・不認定）通知書（様式第2号）により申請者に通知するものとする。

- (1) 有料職業紹介事業の許可を有すること。
- (2) 求職・求人の登録件数が相当程度あり、かつプロフェッショナル人材・高度外国人材の求職及び県内企業の求人に関するマッチング・採用実績が見込めること。
- (3) 人材が円滑に定着できるよう、人材及び採用企業に対するフォローアップ等の取組を行っていること。
- (4) 大分県暴力団排除条例（平成22年大分県条例第33号。）に規定する暴力団等に該当しないこと。

3 前項の認定は、本事業の実施期間中、有効とする。ただし、法第32条の9の規定により許可の取消があったとき、第6条の規定により登録が取り下げられたとき、又は第7条の規定により登録を取り消したときは、失効する。

（登録の条件）

第4条 前条の規定により人材活用センター等に登録された民間人材ビジネス事業者（以下「登録人材紹介会社」という。）は、次の条件を承諾したものとする。

- (1) 人材活用センターに登録された登録人材紹介会社は、本事業を効果的に運用するため設置する大分県プロフェッショナル人材活用推進協議会の取組に協力するとともに、同協議会関係者間の連携を強化すること。
- (2) プロフェッショナル人材・高度外国人材に関する職業紹介の状況について、報告対象期間の翌月の県の開庁日の5日目までに職業紹介活動状況報告書（様式第3号）により人材活用センター等に報告すること。
- (3) 職業紹介の結果マッチング（県外から県内への転居を伴う可能性があるものに限る）が成立したときは、採用企業及び採用されたプロフェッショナル人材の状況についてマッチング結果通知書（様式第4号）により遅滞なく人材活用センターへ通知すること。

（変更届）

第5条 登録人材紹介会社は、有料職業紹介許可に関して、次に掲げる変更事項があったときには、人材紹介会社登録変更届（様式第5号）により速やかに人材活用センター等に届け出るものとする。

- (1) 法第32条の6に規定する許可の有効期限の更新をしたとき。
- (2) 法第32条の7に規定する変更の届出をしたとき。

(登録の取り下げ)

第6条 登録人材紹介会社は、本事業に係る登録の削除を希望する場合には、人材紹介会社登録取下届（様式第6号）により人材活用センター等に届け出るものとする。

(登録の取り消し)

第7条 人材活用センター等は、登録人材紹介会社が、次のいずれかに該当するに至ったときは、登録を取り消し、人材紹介会社登録取消通知書（様式第7号）により通知するものとする。

- (1) 不正な行為があると人材活用センター等が認めたとき。
- (2) 正当な理由がないのに、第4条に定める遵守事項を怠ったとき。

2 前項の規定により登録を取り消した場合に登録人材紹介会社が被った損失については、人材活用センター等は損害賠償を行わない。

(指導監督)

第8条 人材活用センター等は、この登録に関する事項について、必要に応じて、登録人材紹介会社に対して報告を求めることができるものとする。

(その他)

第9条 この要領に定めるもののほか、登録に関し必要な事項は、人材活用センター等が別に定める。

附 則

この要領は、平成28年4月18日から施行する。

附 則

- 1 この要領は、平成29年6月1日から施行する。
- 2 改正前の要領に基づき人材活用センターの登録を受けた民間人材ビジネス事業者の登録は、なお効力を有する。

附 則

- 1 この要領は、平成30年3月29日から施行する。
- 2 改正前の要領に基づき人材活用センターの登録を受けた民間人材ビジネス事業者の登録は、なお効力を有する。

附 則

- 1 この要領は、令和2年3月10日から施行する。

附 則

- 1 この要領は、令和2年3月13日から施行する。

附 則

- 1 この要領は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和7年4月1日から施行する。